

議案第 11 号

かすみがうら市職員の旅費に関する条例の制定について

かすみがうら市職員の旅費に関する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の旅費に関する条例

かすみがうら市職員の旅費に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 49 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、公務のために旅行する一般職の職員（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 1 項に規定する職員に限る。）に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 任命権者 地方公務員法第 6 条の規定により任命権を有する者
- （2） 旅行命令権者 職員に対し旅行命令権又は専決権を有する者
- （3） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号。以下「省令」という。）第 1 条に規定する附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

- (4) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (5) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行することをいう。
- (6) 赴任 本市の要請に基づいて国、他の地方公共団体等を退職し、引き続いて採用された職員等が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。
- (7) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- (8) 遺族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (9) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の市規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。
- 2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」とは、市内の地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に離職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)

には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としなくなった場合を除く。)には、当該職員

(5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他市規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失と

なる金額又は支出を要する金額で市規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他市規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行に関し必要な

事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、市規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更を申請するいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並び

に旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、市規則で定める請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該旅費に相当する金額の支出又は支払をする者（以下この条及び第23条において「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後市規則で定める期間内に、当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、市規則で定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与（市規則で定める給与をいう。）又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

（旅費の種目及び内容）

第8条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）

第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金(県内旅行(茨城県内における旅行をいう。第4号において同じ。)の場合を除く。)
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金(県内旅行の場合を除く。)
- (5) 特別車両料金(内国旅行の場合を除く。)
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された鉄道により移動するときは最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金

- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（内国旅行の場合を除く。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動するときは最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により長時間にわたる移動として市規則で定めるものをするとき、最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を使用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用

は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期的に運航する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用以外の費用について、天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合は、路程1キロメートルあたり37円の費用
- (5) 第1号から第3号までに掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して、一般職の国家公務員の例により市規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準

額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して、一般職の国家公務員の例により市規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して市規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
 - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（出張のための外国旅行中に死亡した場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第5で定める額とする。

(旅費の調整)

第21条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合又は不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第22条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定により旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第23条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく市規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく市規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項の規定による返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市規則で定める。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(退職者等の旅費)

第25条 第3条第2項第1号の規定により、職員が出張中に退職等となった場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から14日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第26条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合に支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。
 - (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市職員の旅費に関する条例（以下「新旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新旅費条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前のかすみがうら市職員の旅費に関する条例（以下「旧旅費条例」という。）第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧旅費条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新旅費条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新旅費条例の

規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新旅費条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧旅費条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新旅費条例第23条の規定は、新旅費条例又はこれに基づく市規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- 5 次項の規定によるかすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第42号）の一部改正、第7項の規定によるかすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年かすみがうら市条例第6号）の一部改正、第8項の規定によるかすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第43号）の一部改正、第9項の規定によるかすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成19年かすみがうら市条例第7号）の一部改正、第10項の規定によるかすみがうら市農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第44号）の一部改正、第11項の規定によるかすみがうら市農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成19年かすみがうら市条例第8号）の一部改正及び第12項の規定によるかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第40号）の一部改正に伴う経過措置については、前3項の規定の例による。

(かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 6 かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(費用弁償)

第2条 議長、副議長又は議員が公務のため旅行した場合において、費用弁償を行うことが必要と認めるときは、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第40号）の規定を準用して算出した額により費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員への旅費の支給については、一般職の職員の例による。ただし、議長、副議長又は議員が議会又は委員会等に出席したときは、費用弁償として1日につき1,000円を支給する。

別表第2及び別表第3を削る。

(かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 7 かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 削除

(かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 8 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める

(費用弁償)

第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給するときは、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第40号）の規定を準用して算出した額により費用弁償として旅費を支給する。

2 選挙管理委員会の委員若しくは固定資産評価審査委員会の委員が委員会に出席した場合、又は監査委員が職務のため出席した場合は、日額1,000円の費用弁償を支給する。

3 市外に住所を有する特別職の職員（別表第1に規定する附属機関の職員に限る。）が当該住所地から担任する職に係る会議等に出席した場合で、費用弁償を行うことが必要と認めるときは、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定を準用して算出した額により費用弁償として支給する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給については、一般職の職員の例によるものとする。

別表第1 旅費の欄を削る。

別表第3を削る。

(かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 削除

(かすみがうら市農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一

部改正)

1 0 かすみがうら市農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(費用弁償)

第 2 条 会長、会長代理者、委員及び推進委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給するときは、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成 17 年かすみがうら市条例第 40 号)の規定を準用して算出した額により費用弁償として旅費を支給する。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(雑則)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給については、一般職の職員の例によるものとする。

別表第 2 及び別表第 3 を削る。

(かすみがうら市農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

1 1 かすみがうら市農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を次のように改める。

2 削除

(かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

1 2 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条から第 10 条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃は、鉄道（かすみがうら市職員の旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第49号。以下「旅費条例」という。）第9条第1項に規定するものをいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金（県内旅行（旅費条例第9条第1項第2号に規定するものをいう。以下この項及び次条第1項第4号において同じ。）の場合を除く。）

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金（県内旅行の場合を除く。）

(5) 特別車両料金（県内旅行の場合を除く。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動するときは最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第8条 船賃は、船舶（旅費条例第10条第1項に規定するものをいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（県内旅行の場合を除く。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動するときは最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（その他の交通費等）

第9条 その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当については、旅費条例第12条から第15条まで、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、旅費条例第13条中「一般職の国家公務員」とあるのは、「一般職の国家公務員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員」と読み替えるものとする。

（雑則）

第10条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給については、一般職の職員の例によるものとする。

附則第2項を次のように改める。

2 削除

別表第2及び別表第3を削る。